

令和4年度外来機能報告 確認・記入要領 <正誤表> (令和5年3月更新)

外来機能報告様式1送付時に同封した令和4年度外来機能報告 確認・記入要領(第1.0版)の本文に下記の通り、誤記がありましたので訂正します。
正誤箇所は令和4年度外来機能報告 確認・記入要領(第1.0版)の該当箇所を示しています。下線部は訂正箇所を示しています。

No	正誤箇所	誤	正
1	P.3 4行目	※貴院において医科レセプトと歯科レセプトの両方の診療報酬請求を行っている場合は、医科と歯科あわせてご報告ください。	(削除)
2	P.12 ■報告における留意点 2行目	<u>医科・歯科レセプト</u>	<u>医科レセプト</u>
3	P.14 6行目	■医科レセプトと歯科レセプトの両方の医療機関コードをお持ちの医療機関においては、医科と歯科を合わせた数値をご確認の上、ご記入ください。	(削除)
4	P.16 2. 1行目	<u>無床診療所(診療所・歯科診療所)</u>	<u>無床診療所</u>
5	P.17 5. 5行目	歯科診療報酬で本項目に該当するものはあわせて計上してください。	(削除)
6	P.19 ■算定日数 3行目	例えば、ある明細書に脳血管疾患等リハビリテーション料を6月3日に3回、6月11日に3回算定されたと記載があった場合、「脳血管疾患等リハビリテーション料」の算定日数2日と計上します。	(削除)
7	P.19 ■算定回数 3行目	(例えば、入院基本料は入院1日を1回として計上。「回数」算定に適さない薬剤等を除く)。 ただし、診療報酬点数表において1単位毎に所定点数が定められている疾患別リハビリテーション料の算定回数については、「算定単位数」としてご報告いただきます。	(削除)
8	P.20 1. 4行目	歯科診療報酬で本項目に該当するものはあわせて計上してください。	(削除)
9	P.21 ②【悪性腫瘍手術を算定した件数】 2行目	あるいは歯科診療報酬点数表「第9部 手術」	(削除)
10	P.21 ②【悪性腫瘍手術を算定した件数】 6行目	また、「K611 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置1、2及び3」については、計上しないでください。	(削除)
11	P.21 2. 5行目	歯科診療報酬で本項目に該当するものはあわせて計上してください。	(削除)
12	P.21 ②【PET 検査を算定した件数】 1行目	外来における「E101-2 ポジトロン断層撮影」の状況について、算定件数をご記入ください。	外来における「E101-2 ポジトロン断層撮影」「E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)」「E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)」「E101-5 乳房用ポジトロン断層撮影」の状況について、算定件数をご記入ください。